

全国障害者問題研究会の研究誌

障害者問題研究

第 48 巻 第 3 号

特集

障害基礎年金の 制度的課題と 生活問題

Vol.48

No. 3

本特集をもちいた学びをひろげましょう

障害者の権利条約においては「移動（18条）」「自立した生活（19条）」「家庭（23条）」「教育（24条）」「政治（29条）」などあらゆる場面において「他の者との平等を基礎として」ということが重視されている。市場化された経済生活を営む私たちにとっては、他の者との平等を基礎とするための前提条件として経済的条件の対等性は不可欠である。

しかしながら、多くの障害者にとって経済生活の対等性を担保するための基盤である障害基礎年金には多くの制度的欠陥がある。最低生活を大きく下回る水準、認定をめぐる障害間格差、制度的に生み出されてきた無年金障害者の問題、1970年代に人間裁判として争われた堀木訴訟と全く同じ趣旨で繰り返される裁判など、制度によって人間らしい暮らしが奪われている人々が後を絶たない。

新型コロナウイルスの感染拡大により障害者の生活問題の広がりが深刻になっている今だからこそ、その構造的要因としての制度のあり方について、多くの関係者と議論するための手掛かりとして本特集をご活用いただければと思います。

田中智子（佛教大学）



障害者の地域生活には、障害を有しながらもノーマルな日常生活を送るための生活基盤を社会的に支えていくことが不可欠である。生活基盤を支えるものとして最も重要であるのが、障害者に対する所得保障である。その柱として位置づけられてきたのが障害基礎年金であるが、各論稿で検討されている制度的問題の諸点を見るならば、現行の障害基礎年金の制度が、障害者の生活基盤を社会的に支えるものとなりえていないことは明らかである。

第 1 に所得保障の水準がある。障害基礎年金発足当初から低位に抑えられ、現在も据え置かれており、障害者権利条約批准後のあるべき保障水準に照らし、障害者の自立を保障するものになっておらず極めて不十分である。基礎年金制度の立法制定過程における議論を参照すると、そもそも障害者が自立生活を送ることを念頭に置いた保障水準は確保されておらず、家族扶養か生活保護のいずれかに頼らざるをえないことを是認する制度設計であることは、障害者の権利状況が急速に向上した国際動向に背を向けるものである旨、鈴木論文で批判的に検討されている。

第 2 に、障害年金制度における障害認定の過程に、是正されるべき数々の不合理な要素が含まれていることである。従前から指摘されていた都道府県ごとの認定格差問題もさることながら、2017 年に障害認定業務が「障害年金センター」へ一元化された際に浮上した諸問題は、いかに障害認定が障害のある人とその生活実態に目を向けようとはせず、画一的・機械的に対応してきたかを示唆するものである。さらには認定過程の不透明性もあらわになった。詳細は市川論文、下堂前論文を参照してほしい。

第 3 に、他の社会手当との併給調整の考え方が不合理であること、とりわけ障害を有しながら子育てをしているひとり親に関して端的に矛盾が現れていることである。仲尾論文で詳述される。

第 4 に、現行の障害年金制度が障害特性に配慮されておらず、とりわけ精

神障害者の生活には不都合であることである。松本報告で浮き彫りになる精神障害者が直面する困難は、障害年金の申請時、年金の金銭管理、不支給になった精神障害者の生活困難など、多岐にわたるものである。

第5に、保険主義の貫徹によって、無年金障害者を生み出すことが制度上不可避な構造にあること、また障害年金に代替する所得保障制度の不備ともあいまって、無年金障害者の生活がきわめて困難な状況に追いやられている実態である。原報告は無年金障害者当事者の生活がいかに困難であるかを告発するものであり、無年金障害者の会・田中報告で紹介される無年金障害者の生活実態調査の結果ともあわせてみると、無年金障害者問題は特別障害給付金制度の創設によって解決したとは決して言えないと改めて痛感する。

本特集を手がかりに、障害者の所得保障のあり方について議論を深め、障害者の権利向上に寄与する国際動向に即した所得水準を保障する障害基礎年金制度へと転換することを、障害者運動の課題としても提起することを願ってやまない。

この号の目次

特集にあたって 濱畑芳和 1

障害基礎年金の現状と課題——障害のある人の権利条約を踏まえた見直しをめざして ●鈴木 静 2

障害基礎年金の認定格差とあるべき姿 ●市川 亨 10

障害基礎年金と児童扶養手当の併給へのたかひの今日的課題 ●仲尾育哉 18

障害年金の認定問題——成人先天性心疾患患者の運動から ●下堂前 亨 26

【報告】

救済措置が取られない無年金障害者の立場から見える年金問題 ●原 静子 34

精神障害者支援の現場から障害年金の問題を報告する ●松本みを 40

無年金障害者における生活問題——生活実態調査を通じて

●無年金障害者の会・田中智子 46

連載／実践に学ぶ

学びは「教わる」から「つきとめる」へ

——子どもと対話し、子どもと共につくる授業をめざして 長友志航 52

【長友実践に学ぶ】宮本郷子 58

贅沢な仕事——障害の重い人の仕事を考える 原田文孝 60

【原田実践に学ぶ】細淵富夫 66

連載／ワイドアングル

ドキュメンタリー映画『ゆうやけ子どもクラブ!』を語る 井手洋子 68

動 向

全世代型社会保障とは何か——障害福祉に何をもちたらずのか 平野方紹 73

編集委員会は障害者問題研究を読む会をひらいています

この号の読む会は zoom オンラインで 2021 年 2 月 22 日に 39 名参加で行われました
支部やサークル、職場や地域でも読む会をぜひ

報告は大阪・八尾市の精神障害相談支援事業所の松本みをさん。年金・手当・生保は毎月支給ではない。生活保護費は入院や稼得所得によって支給額が変動する。生活費の管理が難しい例が報告されました。進行の田中智子さん（特集担当編集委員）から紹介されたように、相談員として関わっているケースを障害基礎年金や生活保護などの所得制度を軸に分析され、制度的問題が当事者の生活問題へどうつながるか分かりました。

お金の使い方はその人の生き方だと話し合われました。訪問看護ステーションや相談支援事業所からは精神障害ゆえの難しさへの共感や、知的障害との共通点や違いの声があがるとともに、つぎのような検討のポイントが立ち上がりました。① 現行制度では、本人が経済行為・金銭管理の主体となりえない（金銭管理を身近なスタッフで引き受けると、力関係が発生して生活支援が成り立たない）、② 本人にとっての賃金・年金・生保の意味づけ（生活費支給が、本人にとっての生活が成立する暮らしやすさになっているか）、③ 「生活する権利」の組み立て（年金制度そのものを豊かにしていく議論をどのように立てられるか）。さらに議論を通じて、どのような所得保障であるべきかという課題も提出されました。

おりしも大阪地裁で生保裁判の勝訴判決が出されたこの日、たたかいの中で原告が自ら語る力をつけ強く変わっていったとの発言もあり、運動の

主体とその支援について考えさせられました。

特集執筆者の鈴木静さん（愛媛大学）、市川亨さん（共同通信）、下堂前亨さん（心臓病の子どもを守る会）らも参加して発言。親の立場の参加者から高齢の親が子の障害年金を生活費としてあてにせざるをえなくなっている障全協調査の結果に触れる発言があったほか、コロナ禍のもと社協が貸付金事業に追われている実態や、福祉労働者の低賃金、最低賃金・生活保護費の地域基準の不合理、年金者組合の運動など国民的課題に話題が広がり、立体的な議論になりました。

濱畑芳和さん（「特集にあたって」執筆）からは、現在の社会保障が親族扶養に依存しており、地域格差も大きく、将来さらに単身世帯が増加する見通しのもと限界を迎えていることが指摘されました。同号動向で平野方紹さんが示す全世代型社会保障改革の問題も踏まえ、さらなる研究運動を、とまとめられました。

教育分野からの参加者も、保護者と子どもの将来を考え地域とつながっていく上で貴重な学びとなったと感想を寄せています。研究誌の内容を学び、執筆者や関係者とともに学び合うことで、つながるべき相手や研究運動の課題がみえてくる充実した読む会となり、編集委員会へも多くの学びを与えてくれました。

（全障研しんぶん 2021 年 4 月号より）

お求めは全障研出版部
オンラインショップへ

全障研出版部

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 4 階
電話 (03) 5285-2601・FAX (03) 5285-2603 全障研 HP www.nginet.or.jp



http://nginet.or.jp/shop_